

「東京都昇降機等定期検査報告実務マニュアル 2018 年版」 正誤表等

【正誤表】

平成 30 年 8 月 22 日現在

該当頁	該当箇所	誤	正 (訂正箇所の下線)
35	上から 17 行目	〔平 20 告示 283 号(昇降機)、 <u>平 20 告示 284 号 (遊戯施設)</u> 〕	〔平 20 告示 283 号(昇降機)〕
	下から 5 行目	〔平 20 告示 283 号(昇降機)、 <u>平 20 告示 284 号 (遊戯施設)</u> 〕	〔平 20 告示 283 号(昇降機)〕
36	上から 16 行目	当該調査及び検査の項目、事項、 <u>方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。</u>	当該調査及び検査の項目、事項、 <u>方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。〔平 20 告示 284 号(遊戯施設)〕</u>
	下から 3 行目	国土交通大臣の定めるところによるものとする。	国土交通大臣の定めるところによるものとする。 <u>〔平 20 告示 284 号(遊戯施設)〕</u>
223	㊸ 遊戯施設の非常止め装置の構造方法を定める件 本文 1 行目	建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号） <u>第 144 条第六号（第五）</u> の規定	建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号） <u>第 144 条第五号</u> の規定

【法令改正に伴う修正】

- ◆平成 30 年 9 月 12 日付、国土交通省告示第 1098 号の公布に伴う、平成 20 年国土交通省告示 283 号別表第 2 の改正

詳しくは、当協議会ホームページ：トピックス 2018/9/28 をご参照ください。

(URL : <http://tsak.jp/topics/archives/1203>)

該当頁	該当箇所	新	旧
49	上から 10 行目	平成 30 年 9 月 12 日国土交通省告示第 1098 号	(追記)
50	上から 16 行目 (最下段)	附 則 (平成 30 年 9 月 12 日国土交通省告示第 1098 号) この告示は、建築基準法の一部を改正する法律附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行日 (平成 30 年 9 月 25 日) から施行する。	(追記)
75	二共通、(十一)防火区画貫通、(に)判定基準	令第 112 条第 14 項又は令第 129 条の 2 の 5 第 1 項第七号の規定に適合しないこと。	令第 112 条第 15 項又は令第 129 条の 2 の 5 第 1 項第七号の規定に適合しないこと。